秋ハ協組第２２号

令和４年３月２５日

秋田県内タクシー事業者　各　位

秋田県ハイヤー協同組合

　令和4年度：貸切タクシー利用促進支援事業　（予定）

事業実施意向調査について

秋田県では、コロナ禍により落ち込んでいる貸切タクシー利用の促進を図るため、令和２年から貸切タクシーを一定時間以上利用する場合に運賃との差額を補助する「貸切タクシー利用促進事業」を実施して参りました。

秋田県では同事業について、令和４年度は若干の変更を加え、「貸切タクシー利用促進支援事業」（事業費：９,０００千円）として実施する予定となっています。

つきましては、別添※１「令和４年度：貸切タクシー利用促進支援事業（案）の概要説明」をご覧いただき、この補助金の交付を希望する事業者（事業実施の有無）は、別紙により秋田県ハイヤー協同組合（秋田県ハイヤー協会内）へ４月５日（火）までに回答をいただき、県に報告する必要があります。

なお、希望する事業者が多数の場合は、保有台数に応じて「貸切タクシー優待申請書」（以下、「優待申請書」という。）を※2交付します。

※１：これまでの運用に若干の変更が生じています。

* 「令和４年度：貸切タクシー利用促進支援事業（案）の概要説明」の

［補助対象要件］を参照のこと。

※２：優待申請書の交付方法

①郵送　／　②事務局で手交

の何れかを選択していただきます。

注）実施期間中において、交付方法を変更する場合があります。

|  |
| --- |
| ≪連絡先等≫　秋田県ハイヤー協同組合  〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目１２番５３号  （一社）秋田県ハイヤー協会内  Tel；018-864-1351（代）Fax；018-864-1353 |

（別紙）

秋田県ハイヤー協同組合　行

（郵送又はFax018-864-1353）

貸切タクシー利用促進支援事業

実施意向調査（回答）

住　　所　〒

事業者名

担当者名

連絡先電話番号

* 事業（助成）希望の有無　　　　希望する　　　・　　　希望しない

※いずれかに○を付してください。

* 「希望する」場合、優待申請書の交付方法を下記から選択してください。

1. 郵　送
2. 事務局で手交（秋田県自動車会館 ２階）

　 ※希望する交付方法に○印を付してください。

* 報告締切：令和４年４月５日（火）（厳守）

［事務局使用欄］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 確　　認 | | |
| 実施有無 | 優待券送付（受取） | 優待券枚数 |
|  |  |  |  |